

スクリーニングに関する事項について

令和6年10月16日(水)

熊本市環境政策課

- 1 スクリーニング導入自治体の技術指針
- 2 本市のスクリーニングの判定基準の解説
- 3 本市のスクリーニングの判定手続

1 スクリーニング導入自治体の技術指針

(1) スクリーニング導入自治体の技術指針

スクリーニングを導入している19自治体(15道府県・4政令指定都市)のうち、「スクリーニングに関する事項」を技術指針で規定している自治体は、**5自治体(3県・2政令指定都市)**のみである。

<スクリーニングに関する事項を技術指針に規定している自治体(5/19自治体)>

	自治体名	指針名		自治体名	指針名
1	石川県	石川県環境影響評価技術指針	4	浜松市	浜松市環境影響評価技術指針
2	静岡県	静岡県環境影響評価技術指針	5	神戸市	神戸市環境影響評価技術指針
3	徳島県	徳島県環境影響評価技術指針			

上記自治体が、技術指針において規定している事項

① 判定基準

スクリーニングのための事業特性や地域特性など

② 判定手続

事業者が判定書類で把握すべき情報や事後調査など

本市技術指針で規定すべき「スクリーニングに関する事項」を検討する。

2 本市のスクリーニングの判定基準の解説

(1) 各自治体の判定基準に関する規定

技術指針で「判定基準」を定めている自治体では、おおむね次のとおり「事業特性」や「地域特性」の判定基準を規定している。本市では、環境影響評価条例施行規則で同様の判定基準を既に規定しているため、技術指針では定めない。

<例：浜松市の環境影響評価技術指針で定める判定基準(一部抜粋・改編)>

スクリーニングの判定基準		熊本市
事業特性	◆ 環境に及ぼす影響が大きい技術、工法等を実施するもの ◆ 技術、工法等の実施事例が少なく、環境影響に関する知見が十分でないもの	○ (規則)
地域特性	◆ <u>次に掲げる地域又は対象等が存在し、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある場合</u> ・ 閉鎖性の高い水域 ・ 学校、病院、住居等が集合している地域 等	○ (規則)
	◆ <u>次に掲げる環境の保全を目的として法令等により指定された地域又は対象等が存在し、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある場合</u> ・ 自然公園法の国立公園等の区域 ・ 自然環境保全法の自然環境保全地域 等	○ (規則)
	◆ <u>次に掲げる地域が存在し、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある場合</u> ・ 大気汚染、水質汚濁等に係る環境基準が確保されていない地域 等	○ (規則)

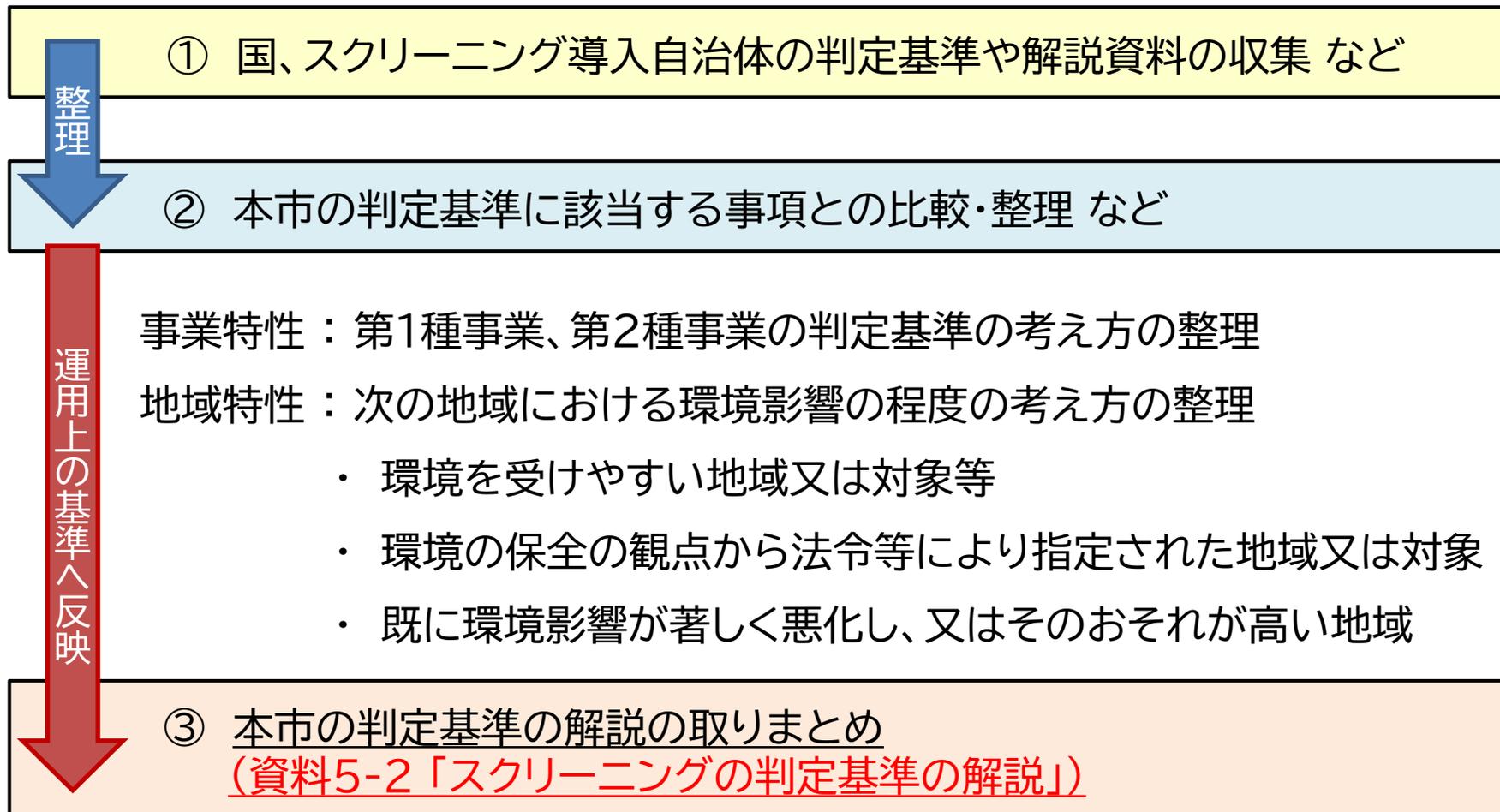
※ 石川県、静岡県、徳島県、神戸市のスクリーニングの判定基準の内容も上記とおおむね同様。

ただし、円滑な運用に向けて、「判定基準の解説」の整理も必要である。

2 本市のスクリーニングの判定基準の解説

(2) 本市の判定基準の解説の検討の流れ

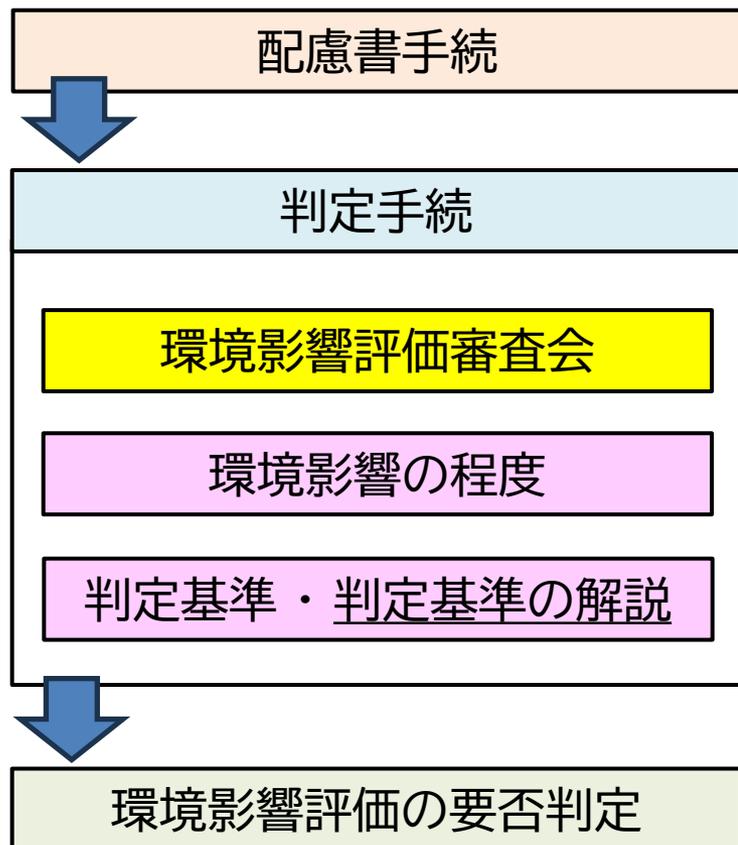
国や各自治体では、判定基準についてより詳しく解説している項目もあるため、これらの情報を収集し、本市の「判定基準の解説」を次のとおり取りまとめた。



2 本市のスクリーニングの判定基準の解説

(3) 本市の判定基準の解説の位置付け

本市の「判定基準の解説」は、最新の知見や判定事例の蓄積等により、適宜見直し、更新していくことを想定しているため、適宜更新できる要綱等により規定することとし、**技術指針とは別に位置付ける。**



判定基準の解説の運用について

- 判定基準の解説は、条例施行後に一般に公表し、事業者がスクリーニングを求める場合には、原則として解説に記載した要件を満たすよう求める。
- 審査会では、解説に基づき、環境影響が著しいものとなるおそれがないかなどを総合的に判断する。
- 本市の判定事例の蓄積や国の主務省令の改正などを踏まえて、適宜見直し、更新していく。

3 本市のスクリーニングの判定手続

(1) 各自治体の判定手続に関する規定

神戸市や浜松市では、スクリーニングの「判定手続」に関して、環境影響評価条例で定めた事項を**技術指針で補足説明**している。

浜松市環境影響評価技術指針

技術指針で判定書類を補足

- 住民等の意見や市長意見ごとに事業者の見解を判定書類に記載すること。
- 環境の保全の見地から配慮した内容及びその効果並びに環境の保全の基本的な方針を判定書類に記載すること。 など

神戸市環境影響評価技術指針

技術指針で事後調査を補足

- 事前配慮書についての市長意見を勘案して作成した事後調査の計画概要を判定書類に添付すること。
- 実施計画書から評価書に至る手続が不要と判断されたときは、「事後調査計画書」に係る手続以降の手続を実施すること。 など



本市の判定手続に係る「**判定書類**」や「**事後調査**」についてまとめる。

3 本市のスクリーニングの判定手続

(2) 本市の判定書類に関する規定

第1種事業では、対象事業の実施前後で環境影響の明確な変化が認められない場合等に環境影響評価を不要とするため、技術指針で以下のとおり規定する。

(仮称)熊本市環境影響評価条例施行規則 (素案)

- 対象事業(第1種事業)が、当該事業の実施前と比較し、環境影響の明確な変化が認められない又は改善するものとなる可能性が高いものであること。

事業実施前後の環境影響の把握が必要



同規模の建替え



大気汚染の改善

熊本市環境影響評価技術指針(たたき)

市独自の規定

事業者においては、当該事業の実施前に行われた事業に係る事業特性及び事業に伴う環境影響を既往実績及び事業計画等から把握するとともに、当該事業による環境影響と比較し、判定基準に照らして事業者の見解を整理すること。

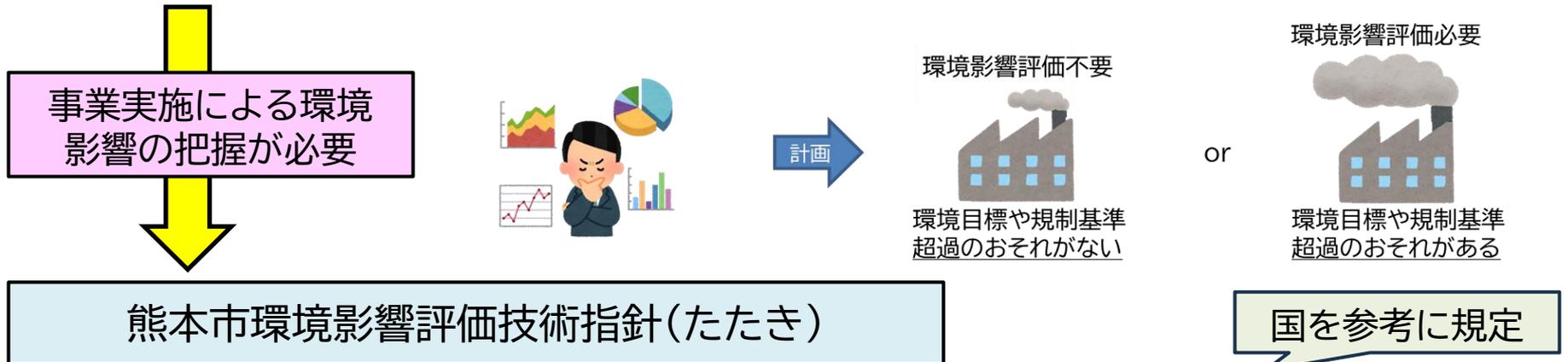
3 本市のスクリーニングの判定手続

(3) 本市の判定書類に関する規定

第2種事業では、一般的な事業と比べて環境影響の程度が著しいものとならない場合等に環境影響評価を不要とするため、技術指針で以下のとおり規定する。

(仮称)熊本市環境影響評価条例施行規則 (素案)

- 対象事業(第2種事業)が、当該事業と同種の事業の一般的な事業の内容と比べて環境影響の程度が著しいものとなるおそれがないこと。



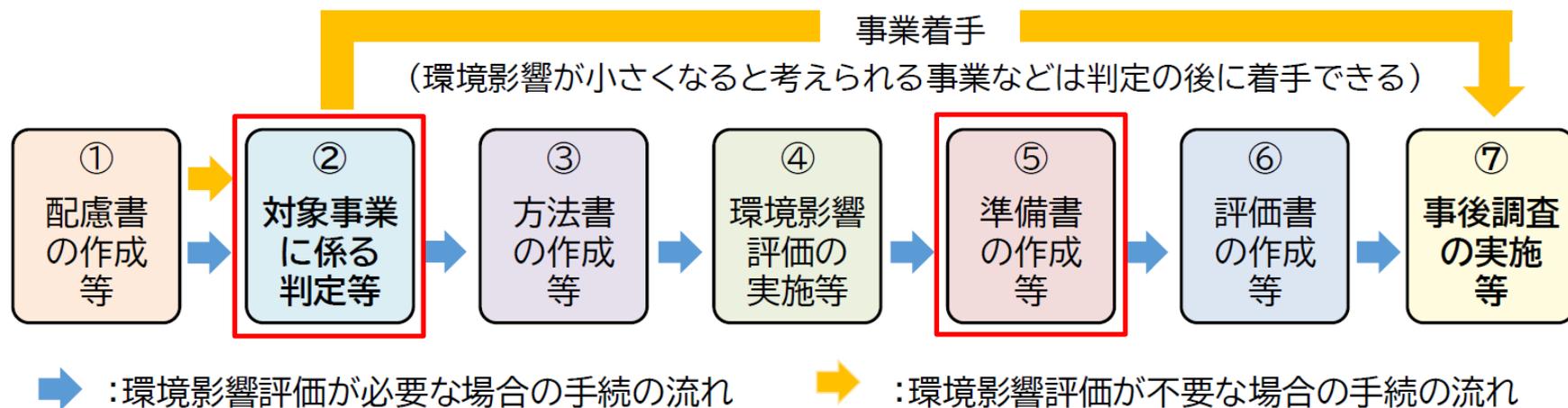
事業者においては、当該事業に用いられる技術、工法その他の事業特性及び事業に伴う環境影響を入手可能な文献等から把握するとともに、当該事業による環境影響の程度を把握し、判定基準に照らして事業者の見解を整理すること。

3 本市のスクリーニングの判定手続

(4) 本市の事後調査に関する規定

本市のスクリーニングでは、環境影響評価不要と判断した場合でも事後調査を求め
ることとしているため、技術指針で以下のとおり規定する。

<本市のスクリーニングの手続の流れ> ※ 事後調査は本来、準備書手続で計画するもの



熊本市環境影響評価技術指針(たたき)

当該事業に伴う環境影響の重大性に応じて環境保全措置を検討するとともに、環境保全措置の予測の不確実性等を踏まえ、当該事業に係る工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後における環境影響の程度を把握するための事後調査計画を立案すること。